

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成4年大和市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等（第33条の2～第33条の6）」を「第5章の2 一般廃棄物処理施設に係る第5章の3 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等（第33条の2～第33条の6）技術管理者の資格（第33条の7）」に改める。

第5章の2の次に次の1章を加える。

第5章の3 一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格
(技術管理者の資格)

第33条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。